

開会（10：03）

○村松幸昌委員長 それでは、定刻前でございますけれども、皆様、お疲れさまです。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は全部で3件であります。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、市立総合病院、生きがい・交流部の順で審査したいと思いますですが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村松幸昌委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することといたします。

最初に、市立総合病院所管の議案の審査を行います。

議第56号「損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

議案書は1ページ、参考資料も1ページであります。

それでは、議第56号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○鈴木まゆみ委員 平成29年4月3日、女性が多発性嚢胞腎、嚢胞感染の診断で腎臓内科に入院された。そして、翌月の5月9日に退院されたということですが、このときに完治したということで退院されたのか、通院治療として退院されたのか、お聞きします。

○寺尾貴裕病院総務課長 この方は、腎嚢胞という病気を持病で持っていて、既にずっと通院をされてたという状況です。基本的には腎嚢胞が治る病気ではありませんので、要は、その嚢胞の作用をちょっと抑えたという状況でございます。

以上です。

○鈴木まゆみ委員 ありがとうございます。分かりました。

令和6年5月24日に裁判所から和解について検討するよう依頼があったということですが、裁判所から和解を検討するように、どのような理由で和解をするようにという裁判の内容といたしますか、あらかた分かればお願いしたいです。

○寺尾貴裕病院総務課長 損害賠償請求をされて、何回か裁判をされている中で、一般的にこういった医療裁判ですと、ある程度する中で、判決というよりは、その前に裁判所のほうから和解というか提案というか、そういったものが一般的に通常あります。そういった中で、ある程度、14回裁判を重ねていく中で裁判所のほうから提案というか、そういった依頼があったというところでございます。

以上です。

○鈴木まゆみ委員 では、その14回というのは、女性側が納得されなかったのが14回にもわたったということでしょうか。

○寺尾貴裕病院総務課長 原告の主張と病院側と主張と、やっぱりその折り合いがなくて、何回か話をしてという中で、もうこれ以上というか平行線というか、そういった状況なのかなと思いますけれども、そういった中で和解で、また、裁判所のほうから原告側に金銭的にこれぐらいだったらどうでしょうかというのは、多分提案されたのかな

と思っていますけど。

以上です。

○鈴木まゆみ委員 分かりました。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○増井好典委員 今回の損害賠償、和解をされたということで、これはこれで一旦終わったと思うんですけど、和解あるいは和解書の範囲の中に今後のこと、例えば、この事例については和解したけれども、今後、例えば後遺症であったりとか、そういった部分が発症した場合はどうする云々といった話までされたかどうか、その辺の確認を取りたいと思います。

○寺尾貴裕病院総務課長 後遺症という部分も含めて、この方のケースですと子宮と卵巣を全摘していますので、そういった後遺症は基本的にはないということになるかと思えますけれども、そこのところも含めて、その後の後遺症というか、そういった部分での請求というものはないというところで和解という形になります。

以上です。

○増井好典委員 了解しました。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○鈴木浩己委員 素朴な質疑なんですけど、令和6年7月30日に、「当院に法的責任がないことを前提として損害賠償額200万円を女性に支払うことで和解に応ずる」という部分と、その下の段、「法的責任がないことを前提として本市が見舞い金として200万円を原告に支払う」という、損害賠償額という文言と見舞金という文言は、どう違うのか教えていただきたいと思います。

○寺尾貴裕病院総務課長 すみません、表現をどういうふうに説明したらってなかなか難しいんですけども、基本的には向こうの主張があって、要は、病院のほうの診断のこれまでの経過というのがありまして、病院としては診断の遅れだとかというのはない。それが、要は医療全般的に遅れがあるかというのは、いろんな文献を見る中でもそういったことがないよと。法的な裏づけというか、要は医療過誤をしたとか、そういうところについてはないよというところの中で、じゃ、そういった法的責任はないんだけど、本来、この方、向こうの主張としては、手術を1回でやるところが2回になってしまったと、それについては、診断の遅れによって2回要したと。2回やることによって、女性の体に開腹の手術をしたものですから、傷をつけたということになりますので、そういったこれまでの経過を踏まえて、病院としてはお見舞金という形でお支払いをするという形を取っています。

ですので、本来でいえば、全くうちの法的責任がありませんので、そういった見舞金云々を支払う必要はないのかなと思いますけれども、これまでの経過を踏まえて見舞金としてお支払いをしたということでございます。

以上です。

○鈴木浩己委員 分かりました。

ですから、下から2段目のところに損害賠償額200万円って書いてあると、いかにもこっちに若干の過失があるじゃないかって思っちゃうわけですよ。幾ら「当院に法的責任がないことを前提」って前段で書いてありますけど、でも、それが賠償額ということ

になっちゃうと、若干あったのかなみたいな。でも、下段で「見舞い金として」。病院としては見舞金としてなんだけれども、でも、法的にいくとやっぱり損害賠償額という、そういう立て分けになっちゃうんですかね。法的な部分の立て分けとしてどうですか。分からない。また調べておいてください。今は結構ですから。

だもんで、もし、法的にどうしても損害賠償額という位置づけになっちゃうんだとしたら、これは、この書き方で仕方がないことなんだと思うんですけれども、別に実質的な見舞金ですから、見舞金でも大丈夫みたいな、そういう法的な拘束がなければ、この部分はやっぱり「見舞い金として」って書いたほうが、我々みたいな素人が読んだときに、法的責任はないもんで、見舞金として申し訳ないねということで200万円支払ったんだなというふうな読み取りができるものですから、その辺だけ、また調べておいていただくとありがたいなと思います。

○寺尾貴裕病院総務課長 また確認はさせていただきますけれども、基本的には、先方が損害賠償請求を起こしている。それは、病院に対して、医療過誤で要は損失を被ったという中で損害賠償請求を起こしていて、本来であれば、判決があって、原告が勝訴なのか被告が勝訴なのかというところがありますけれども、先ほども言いましたけど、これまでの過程の中でなかなか折り合いがつかないという中で和解という形になっていますので。

じゃ、このお金は何のお金か。病院としては見舞金としてお支払いしますけれども、事件としては損害賠償請求の事件になりますので、ここで損害賠償額を記載させていただいたという形になりますけど、イメージとしてはそういう形になります。

以上です。

○鈴木浩己委員 了解です。

○村松幸昌委員長 それでは、鈴木委員、また病院のほうで詳しい説明というのは、ここで、先ほど求めますと。

○鈴木浩己委員 いや、今、課長がおっしゃってくださったのが、後で調べてみて、それが正解だったらいいんでしょう。でも、ちょっと違う角度だったら、また教えてください。

○村松幸昌委員長 そういうことで対応をお願いいたします。

○増田恵子病院事務部長 承知しました。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論なし。討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第56号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第56号は、これを可決すべきものと決定いたしました。

市立総合病院所管の議案審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

それでは、引き続き審査を行います。

次に、生きがい・交流部所管の議案の審査を行います。

初めに、議第57号「焼津市総合グラウンド陸上競技場メインスタンド耐震改修工事（建設工事）請負契約の締結について」を議題といたします。

議案書は2ページ、参考資料も2ページからです。

それでは、議第57号に対する質疑に入ります。

質疑・意見のある委員は発言をお願いいたします。

○**原崎洋一委員** 陸上競技場のグラウンドのスタンドの部分のひびというのは、結構、何年も前からあったように私は記憶をしているんですが、ここまで時間がかかった理由というのは何でしょうか。

○**河守邦人スポーツ課長** お答えします。

このスタンドにつきましては、ひび等がありまして、耐震診断をした結果、耐震性が劣るということで、どういった方向でこちらのほうの改修等をしようかという検討をしております。最初は耐震工事を行う予定で見積り、積算等を行ったところ、かなり高額だったということもありまして、それなら建て替えしたほうがいいんじゃないかという、一度そういった議論もありまして、そちらのほうで検討してまいりました。

ただ、やはり建て替えとなると、収容人員をかなり減らしても、トイレ等も新設となってしまうので高額になってしまうということがありまして、比較した結果、再度、耐震工事を行うことになりましたので、今回、耐震工事ということで進めておりました結果、そちらのほうの検討に時間がかかりまして、このような時間がかかってしまったというところがあります。

以上です。

○**原崎洋一委員** 分かりました。

○**村松幸昌委員長** ほかにありますか。

○**村田正春委員** 中央に放送機器というか、放送するところが、小さな部屋があるんですけど、あそこに放送の機械が入っていて、何もないものですから開けてやったりしているんですけど、そうすると、砂とかが入って放送機器が傷みやすいということがあるんですけど、狭い部屋なんだけど空調設備が入る予定なんですか。それとも、今までどおりなしで。その辺はどうなんでしょうか。

○**河守邦人スポーツ課長** 現在の耐震工事につきましては、主に施設の改修となっておりますので、その中では、現状、予定はありません。

以上です。

○**村田正春委員** できたら空調設備を入れていただけると非常にありがたいなと。機械を守るということも、長く使えるということでもいいかと思います。御検討をお願いします。

○**河守邦人スポーツ課長** 空調につきましては、こちらの施設も含めまして、今かなり温暖化というところで各施設に空調を入れておりますので、こちらのほうも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎副委員長 まず、合併前からあったと思うんですけど、あそこは建築されてからどのくらい年数がたっているんですか。

（「野球場が昭和53年だから、陸上競技場も昭和53年か分かりませんが、そのぐらいです」と呼ぶ者あり）

（「もっと前かな」と呼ぶ者あり）

○河守邦人スポーツ課長 陸上競技場につきましては、建築は昭和54年3月となっております。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 分かりました。

それで、先ほどの中で建て直し、それもちよっと検討したけれど、あまりにも高額なもので、再度改修ということで見積りを取ったというんですけど、最初の耐震診断して改修しようっていったときの、それがいつだったかがちょっと分からないですけど、そのときの予定価格ですか、それと今回のとの差というのはどれぐらいなんですか。いつ、それがあったのかということと今回の額の関係についてですが。

○河守邦人スポーツ課長 今、正確な内容はお答えできませんが、六、七年ほど前に耐震についての検討をしておったところでございます。そのときは、こちらの数字も正確なものはありませんけれども、1億円までは行かなかったところでございます。当時の耐震工事という部分につきましては、ただ、そのときは細かな設計までは行っておりませんで、耐震のみということになります。今回、耐震以外にもトイレの改修等を行っておりますので、正確な比較というものはできません。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 今回の向こうからの金額についてなんですけれど、今、全部で工事内容、かなりいろんな検討をやっているんですけど、これについての内訳とか、そういうものも全部、今度の入札の内容には入ったということですか。

○河守邦人スポーツ課長 こちらに記載されている内容は、今回の入札の施工内容となっております。

○杉田源太郎副委員長 内訳。

○河守邦人スポーツ課長 内訳。

○杉田源太郎副委員長 各項目の内訳というのは記載されているんですか。

○河守邦人スポーツ課長 記載されている。

○杉田源太郎副委員長 今回、市のほうが応札に対して、こういう項目がありますよということを指示して、向こうが入札してきたときには、この工事については幾ら、この工事については幾らと、そういうことが、内訳がちゃんと書かれているということでしょうか。

○河守邦人スポーツ課長 現状、頂いている資料の中では、そこまでの数字というものは出ておりません。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 ただ、この入札結果の8ページのところにも予定価格として1億

5,100万円ですか、こういうのが書いてあって、予定価格ということは、市のほうとしては、項目の内訳について、このぐらにかかるといのはちゃんと分かっているのか。それについては、入札のときに、その項目については出していないということなのか、それとも入札のときに出了れた各項目について、全部それは支出が出ていたのかどうか。

○河守邦人スポーツ課長 こちらの予定価格につきましては、各項目ごとに積算した数字でございますので、それぞれの施工に係る費用というものが出ております。ただ、入札につきましては、こちらについて一括した金額として入札されておりますので、現状では、それぞれの額というものは把握しておりません。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 これの後の関係についてあるんですけれど、申込みが2社あって、橋本組が辞退をしているということなんですけれど、応募しておいてというか、やるよということと言って参加加入の申込みをしておいて、それを辞退するというね。そういう辞退というのは今までもいろいろあるんですけれど、この橋本組が御辞退しているという何か理由というのは聞いていますか。

○河守邦人スポーツ課長 辞退した理由というのは特に聞き取りはしておりません。今回の入札につきましては、7月12日に公告を行いまして、7月29日までに参加申込みが2社ありました。その後、8月21日までに1社から札入れがありまして、橋本組からは辞退届があったということで、その間、期間がありますので、理由は分かりませんが、例えばほかの工事が入ったとか、ほかの入札に参加したとかというところがあるかもしれませんけれども、直接聞き取りはしておりませんので、辞退した理由というのは把握しておりません。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○鈴木まゆみ委員 耐震改修工事ということなんですけれども、昭和54年に建設されたということで、素人なので分からないんですけど、コンクリートの耐用年数といいますが、それを補修することなんですけれども。陸上競技場ということで、スポーツ少年団とか、小さいお子様から高校生とか大人まで使うと思うんですけども、応援するときも、チアリーダーとかが元気よく動き回ったり踊ったりして応援するとき、私もスポーツ少年団で行ったときに、階段の後ろのほうは、下がないから、ちょっと怖いから踊らないでとか、ジャンプしないでというふうにしていたんですけども、耐震をされるということで、その辺の補強もあるのかどうかをお尋ねしたいのですが。

○河守邦人スポーツ課長 今、御指摘のありましたスタンド後方の張り出し部分については、柱とか支柱というか、筋交いみたいなものを補強して耐震工事を行う予定でございます。

○鈴木まゆみ委員 分かりました。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第57号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第57号は、これを可決すべきものと決定いたします。

次に、議第58号「令和6年度焼津市豊田地域交流拠点施設建設工事（建築工事）請負契約の締結について」を議題といたします。

議案書は3ページ、参考資料は9ページからです。

それでは、議第58号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○村田正春委員 今度、交流センターを建てる位置は、豊田中と豊小の間ぐらいなんですけど、もともと豊田公民館としてあった、豊田小のそばのその跡地は、以前お聞きしたときはまだ検討中ということだったんですが、その後、何かありますか。どういうふうな形にしようかという。

○増井 悟スマイルライフ推進課長 跡地利用の関係でございしますが、今現在、まだ予定は、確定はございませんけれども、今後、庁内で利用される部署等を確認しまして、対応のほうは検討していきたいと、そんな状況でございます。

○村田正春委員 庁内ということとは、いろんな部署でということ、そういうことでいいですか。

○増井 悟スマイルライフ推進課長 そうです。

○村田正春委員 ありがとうございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎副委員長 先ほどの総合グラウンドのほうは、工期が令和7年8月までになっていて、今度、こちらのほうは令和8年3月までになっているんですけど、ここも橋本組が辞退されているんですけど、その理由は同じですか。理由というか、こちらで理解している内容は。

○増井 悟スマイルライフ推進課長 辞退された理由等につきましては、正直、私どものほうも特にヒアリング等を行っておりません。考えられることといたしましては、ほかの民間工事の発注等も考えた中で今回は辞退されたのかなというふうに考えてございます。したがって、特に私どものほうでは、今のところ、理由については把握はしてございません。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 両方とも最初から工期は分かっているので、じゃ、それはいいです。

次、9ページの主な施設というところに、1階、2階という記述があります。この2階のところに大会議室、中会議室、小会議室、研究室、和室及びサロンってあります。13ページには1階、14ページには2階のレイアウトが書いてあります。13ページの1階のところに、下のほうにサロンって書いてありますよね。14ページのほうには、大会議

室、中会議室、小会議室、和室っていういろいろありますけれど、和室及びサロンというのが2階に書いてあるけど、レイアウトのほうには、それがちょっと探せない。これはどうですか。

○増井 悟スマイルライフ推進課長 14ページの参考資料のほう、大変小さくて申し訳ございませんが、よく見ますと、中央の真ん中上辺りといいますか、そこにサロンというところがございます。分かりづらくてごめんなさい。

○杉田源太郎副委員長 見えた、見えた。

○増井 悟スマイルライフ推進課長 この図面の右上のほうの部分のところを見ていただきますと、和室が実はございます。

○杉田源太郎副委員長 和室も見えたね。

○増井 悟スマイルライフ推進課長 資料が小さくて申し訳ございませんが、一応そういう配置を考えてございます。

○杉田源太郎副委員長 ということで、2階にもサロンはある。1階にもサロンがあるということですね。

あと、この2階のところの大会議室の下のほうに、何とかホールって何だろう。何とかホールって書いてあるんだけど、このホールって何のことですか。（「2階ホール」と呼ぶ者あり）2階ホールって書いてあるの、これ。字が小さくて読めない。

○増井 悟スマイルライフ推進課長 すみません。2階のホールでございます。

○杉田源太郎副委員長 これは9ページのほうには書いていないけど、そういうのがあるよという、そういうことでいいですね。

○増井 悟スマイルライフ推進課長 すみません。資料が小さくて大変申し訳ありません。

○杉田源太郎副委員長 了解です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○鈴木まゆみ委員 13ページの平面図で、1階部分の子育て支援室というのは、どういった扱いを想定されているのでしょうか。

○増井 悟スマイルライフ推進課長 こちらの子育て支援室でございますけれども、今現在、実は豊田地区においては、子育てに関します公共施設的なものが一切、今はないような状況でございます。一番近いところだと総合福祉会館ウェルシップの中の2階にございます。または、焼津のアトレ庁舎の1階の親子ふれあい広場ですとか、そういったところが一番近いところになっておりまして、同じような施設を、子育て支援課の所管になりますけれども、こちらのほうに子育て支援センターという形で入っていただくというような今、予定を考えてございます。

以上です。

○鈴木まゆみ委員 それでは、ウェルシップと豊田とアトレと、3か所になるということですかね。

○増井 悟スマイルライフ推進課長 子育て支援センターにつきましては、市内に今、8か所ございます。ですので、増設といいますか、1か所増えますよと、そういった意味合いでございます。

○増井好典委員 すみません。以前にも説明を聞いていて、ついうっかりして聞いていなかったんで申し訳ないんですけども、エレベーターなんですけど、エレベーターの寸法

なんですけれども、例えば2階で何かあって救急が生じた場合、救急隊はストレッチャーを乗っけています。それで、そのストレッチャーを入れて、患者さんに乗っけて、そこに、例えば救急隊員の部隊では3人、現場の関係者の方が2人から3人、エレベーターに乗られるといった形になると思うんですが、それに、寸法的に十分対応できるということでしょうか。多分2メートルちょっとあるから大丈夫だなと思うんですけど。

○増井 悟スマイルライフ推進課長 エレベーターの寸法でございますけれども、今、設計のほうを担当していただいている公有財産課のほうの話を聞いている限りですと、正直、ほかの部屋の間取り等の関係もございまして、ちょっと厳しいのかなというふうな話は聞いております。実際、エレベーターの幅が、今のところの予定ですと、内寸で言いますと1.4ぐらいの予定だというふうに聞いてございますので、その辺は再度確認はしたいと思っておりますけど、今のところは、ほかの部屋等の構造、あと、間取りの関係もございまして、ちょっと厳しいのかなという状況でございます。

以上です。

○増井好典委員 じゃ、すみません。確認だけお願いをして、もちろん階段等がありますので、運び出しは問題はないと思いますけれども、万が一、エレベーターを使えるんだったら、そのほうがいいかな、そんな気がします。よろしくお願いします。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○鈴木まゆみ委員 駐車場は台数が何台なのかとか、お聞きしていいですか。

○村松幸昌委員長 いいですよ、全体計画。

○増井 悟スマイルライフ推進課長 駐車場は、今のところ81台を予定してございます。

以上です。

○鈴木まゆみ委員 ありがとうございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎副委員長 この豊田交流センターは、今回も大雨だとか、台風だとかこれからもあると思うんですけど、完成後、ここは避難場所になると思うんですけど、その避難場所としての対策というか、今後どういうふうにするかというのも、この計画の中に入っているということでいいですか。

○増井 悟スマイルライフ推進課長 まず、風水害の関係の対応といたしましては、この場所の駐車場の位置になりますけれども、雨水をためておく地下貯留槽を設置いたします。

また、併せまして、防災対策につきましては、交流センターは風水害の避難場所という形の位置づけになってございますので、その辺は万全を期していきたいというふうには思っております。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 お願いいたします。

それと、太陽光というのは、ここには設置はするんですか。

○増井 悟スマイルライフ推進課長 太陽光のほうにつきましても、設置を予定しております。

○杉田源太郎副委員長 避難場所になったときにすごく大事だなと思うのと同時に、今、

学校等で、小学校、中学校でエアコンを体育館に設置というのがずっと進んでいるわけですが、そちらのほうの電源というのは、電気じゃなくてガスでやるというふうに聞いているんですけど、当然、被災された時期によって冷房なのか暖房なのかというのは違ってくるとは思いますけれど、ここのエアコンの電源というのはどんなふうに対応されていますか。

○増井 悟スマイルライフ推進課長 空調関係につきましては、電気に対応というふうに聞いてございます。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 確認なんですけれど、被災時の対応の中で、能登でもみんなそうだったんですけど、トイレに始まってトイレに終わるということを新聞でもずっと報道されています。やっぱりここのトイレ対策というか、そういうものについては、防災広場だとかそういうところでは、大きな槽を造ってというのはありますけど、ここではそういう対策というのはされているんですか。

○増井 悟スマイルライフ推進課長 ほかの広場にあるような浄化槽の便槽を使ったトイレ等というのは予定はございませんが、ほかの交流施設と同様、例えば仮設のトイレ、段ボールで組み立てるようなトイレの設置であるとか、あとは非常時に使える発電機等の整備は当然、倉庫等に保管する形になろうかと思っておりますけれども、対応のほうは考えてございます。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論なし。討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第58号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第58号は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、生きがい・交流部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

これで総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆様、大変御苦労さまでした。

閉会（１０：４３）